

私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園を
設置する各学校法人理事長

私立幼稚園設置者

殿

幼保連携型認定こども園を
設置する各社会福祉法人理事長

東京都生活文化局私学部長
服 部 勇 樹
(公 印 省 略)

令和8年度私立幼稚園等環境整備費補助金の交付申請書の提出について（依頼）

このことについて、私立幼稚園等環境整備費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする場合は、下記により交付申請書を提出してください。なお、**提出は郵送もしくはJグランツにてお願いいたします。**この補助金の交付を希望しない場合、交付申請書の提出は不要です。

記

1 提出書類

別紙1「令和8年度 私立幼稚園等環境整備費補助 提出書類一覧」のとおり

※1 別紙2～5及び参考の資料を参照して作成してください。

※2 印鑑証明書は、令和8年8月1日以降のものを提出してください。

※3 提出書類は、全てA4版で提出してください。

※4 別添様式「交付申請書（第1号様式）」及び本通知に係る資料については、下記のアドレスから「私立幼稚園等環境整備費補助様式」ページにアクセスの上、ダウンロードしてください。
前年度の様式を使わないでください（令和8年度から様式の変更があります）。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000710>

2 提出期限

令和8年10月23日（金曜日） 期限厳守

（期限前でも随時受け付けます。書類が整い次第ご提出ください。）

※1 郵送の場合、封筒には「**令和8年度私立幼稚園等環境整備費補助金 交付申請書在中**」と**朱筆で明記**してください。

※2 ご質問等にあたっては専用の質問票を用意しておりますので、こちらを使用の上、下記担当宛てにメールにてお問合せください。標記補助金については例年問い合わせが集中します。順次皆様からのお問い合わせに対応するため、可能な限りメールでのご連絡にご協力ください。

3 提出先

東京都生活文化局私学部私学振興課（助成担当） 早坂、益田、内野、中村、佐藤

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話：03-5388-3182（直通）

E-mail：S1161501@section.metro.tokyo.jp

※電子申請（jGrants）の利用について

本補助金ではデジタル庁が運営する補助金の電子申請システム（jGrants）を利用したオンライン申請が可能です。ご利用の際は「G ビズ ID」の取得後、以下 URL からご提出ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDeWTMA1?wfid=a0XJ2000007h9ctMAA>

- ・「G ビズ ID」について <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・電子申請システム（jGrants）について <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
- ・「G ビズ ID」取得ならびに電子申請における留意事項は、別添の「補助金申請システム「jGrants」利用のご案内」を必ずご確認ください。
- ・ご利用のマニュアルは別紙のとおりです。

4 留意事項

- （１） 申請に当たっては、本通知の他、別紙４「私立幼稚園等環境整備費補助金交付要綱」及び別紙６「Q & A」を必ずお読みください。
- （２） 令和８年度申請分の補助対象事業は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までに、契約、納品（施工）、支払のすべてを完了したものが対象となります。いずれかの行為が当該期間外に行われた場合、補助の対象とはなりません。
- （３） 補助金の交付対象となった設備は、事業が完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。
これらの設備のうち、取得価格が１個または１組５０万円以上のものについて、別に定める期間内に、都の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付または担保に供してはなりません。期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります。

〈事例〉 ・ すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の大型遊具	１０年
・ 児童用机及びいす	５年
- （４） 実績報告書提出時に必要となる書類（別紙１参照）については、適宜準備を進めてください。支払金口座振替依頼書、委任状等については、実績報告書の提出時に添付していただく予定です。
- （５） 予算の範囲内での補助金執行となるため、交付要綱別表に定めた補助率を下回る可能性があります。
- （６） 申請意向調査に回答頂いた法人・設置者について、意向調査時の回答内容から申請物品・金額を変更いただくことに特段の問題はございません。